独立行政法人高齡 • 障害 • 求職者雇用支援機構

# インフラ長寿命化計画 (行動計画)

平成29年度~平成32年度

平成 29 年 3 月 24 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

# 目 次

| Ι.  | はじめに                  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | Ĺ |
|-----|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ.  | 計画の範囲                 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 2 |
| Ⅲ.  | 対象施設の現状と課題            | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 | 7 |
| IV. | 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | C |
| V . | 必要施策に係る取組の方向性         | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2 | 1 |
| VI. | フォローアップ計画             | • | • | • | • | • | • |   | • |   | • | 2 | 5 |

#### I. はじめに

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のため、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に総合的な支援を行うことを使命としており、そのための業務運営の基盤となるインフラとして、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発施設(職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発促進センターをいう。)を全国規模で設置・運営している。その規模は88 施設(118 所)に上り、主要な建物だけでも約 800 棟を超える建物を保有している。これらの建物の多くは、昭和 40 年代に集中的に建設されたため、建設後 50年以上経過する施設の割合が、10 年後の平成 38 年度には施設(棟数)全体の約3割、さらに 20 年後には約5割に達する見込みであることを踏まえると、今後、これらインフラの老朽化が急速に進行し、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが確実となっている。

一方、国の取り組みとしては、平成 25 年 10 月、関係府省庁が連携し、必要な施策を検討・推進するために、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画(以下「基本計画」という。)」(「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」(平成 25 年 11 月))が取りまとめられ、メンテナンスサイクルの構築等による安全・安心の確保や予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によるトータルコストの縮減・予算の平準化等の取組を推進することとされた。

この基本計画を踏まえて、厚生労働省においても平成27年3月にインフラ長寿命化計画(行動計画)が策定され、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性が示された。行動計画では、厚生労働省が所管・管理するインフラのうち、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められるインフラとして、水道、医療、福祉、雇用、年金及び官庁施設が対象とされた。雇用分野で対象とされたインフラは機構が管理するインフラのみであり、上記の障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発施設が行動計画の対象施設とされ、併せて、平成29年3月までに、機構においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定するよう要請がなされた。

これらを踏まえ、機構が管理するインフラに関して、「独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)」を策定 し、インフラの長寿命化に向けた取組を推進するものとする。

#### Ⅱ.計画の範囲

#### 1. 対象施設

機構が保有・管理するインフラについて、安全性、経済性及び重要性の観点か ら、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる以下(1) から(4)の施設を対象とする。

なお、埼玉県(国立職業リハビリテーションセンター。以下「国リハ」という。) と岡山県(国立吉備高原職業リハビリテーションセンター。以下「吉備リハ」とい う。)に設置されている広域障害者職業センター(以下「広域センター」という。) は、国(厚生労働省)が設置し、機構が運営を行っているが、建物、設備等につい ては国の所有(一部の訓練用機器は機構所有)となっている。

#### (1) 障害者職業総合センター

#### 1 施設

障害者職業総合センター(以下「総合センター」という。)は、障害者の雇用の 促進等に関する法律に基づき、障害者等の雇用支援のための職業リハビリテーシ ョン(以下「職リハ」という。)に関する調査研究、実際の支援を通じて障害の重 度化、多様化に即応した支援技法の開発、職リハに関する専門的な人材の育成等 を行う施設として、平成3年度に設置された。また、広域障害者職業センター及 び地域障害者職業センターが行う職リハ業務の企画、調整、指導等を行う他、平 成24年度からは高齢者事業部門、障害者雇用納付金事業部門等の移転により、高 年齢者及び障害者雇用支援業務における本部としての機能も有している。



[障害者職業総合センター]

#### (2) 地域障害者職業センター

29施設(29所)

地域障害者職業センター(以下「地域センター」という。)は、各都道府県における中核的な職リハ業務の実施機関として、職業紹介等を行う公共職業安定所との密接な連携の下に、障害者及び事業主に対し専門的な職リハを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職リハに関する助言・援助を行うための施設として、昭和50年~56年にかけて設置された。

地域センターは、各都道府県に 52 施設があるが、そのうち機構が自ら保有、管理するものは 29 施設 (29 所) であり、それ以外は賃借又は公共職業安定所等との合築 (管理主体は労働局等) となっている。

〔岩手障害者職業センター〕

[栃木障害者職業センター]





#### (3)職業能力開発施設

職業能力開発促進センター 職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 46施設(62所)

10施設(23所)

1施設(2所)

職業能力開発施設(以下「能開施設」という。)は、職業能力開発促進法に基づき、主に、離職者訓練、在職者訓練及び高度技能者養成訓練を行うための施設として設置されたもので、離職者訓練及び在職者訓練を行う職業能力開発促進センター(以下「ポリテクセンター」という。)、高度技能者養成訓練及び在職者訓練を行う職業能力開発大学校(以下「能開大」という。)及び職業能力開発短期大学校(以下「能開短大」という。)がある。

ポリテクセンターは、東京都を除く 46 道府県に設置され、一部のポリテクセンターには遠隔地における訓練を実施する訓練センターや港湾労働分所が付設されている。また、千葉県に設置している高度ポリテクセンターについては、本部の管理部門、職業能力開発部門等の移転により、平成 24 年度から本部としての機能も有している。

能開大は、全国のブロック単位に 10 校設置され、北海道と沖縄以外の能開大には附属短期大学校が 1~2 校併設されている。

能開短大は、港湾労働に関する高度技能者を養成する施設として設置され、横 浜校と神戸校に分かれている。

#### [ポリテクセンター秋田]

#### [ポリテクセンター埼玉]





[中国能開大]

[東海能開大·附属浜松短大]





[港湾短大横浜校]



#### (4) 職業能力開発総合大学校

#### 1施設

職業能力開発総合大学校(以下「職業大」という。)は、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員の養成、職業訓練指導員の技能向上、職業能力の開発及び向上に関する調査研究を行う施設として設置された。平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、職業大は相模原校を廃止し、附属校である小平校に集約することとされ、平成25年度に移転・集約を完了した。





#### (5) その他

国が所有する広域センターや公共職業安定所等との合築(管理主体は労働局等)の建物(地域センター、支部等)については、当該計画の対象となる施設ではない。なお、広域センターは、業務用施設として機構が運営を行っており、その保全には機構も一定の役割を担う必要があるため、国に対し、保全面から見た具体的な現状や課題、対応方策等を伝えていくこととする。

# 2. 計画期間

平成29年度(2017年度)を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度(2020年度)までを計画期間とする。

#### Ⅲ. 対象施設の現状と課題

#### 1. 対象施設の概要と老朽化の状況

#### (1) 総合センター

総合センターは開所後約25年が経過しているが、これまで予算の制約等もあり、 大規模修繕・改修等を行うことができず、緊急を要する際に最低限の対応により 今日に至っている。そのため、屋根壁面・窓枠からの雨漏りや給水管の漏水、空 調関係機器(冷温水発生機、制御装置等)の故障が頻繁に発生する等、建物及び 設備のほぼ全てにおいて老朽化が著しく進行している状況にある。また、設備に 係る部品等のサポート期間が終了する等、故障した場合の復旧が困難であり、機 構の本部組織でもある総合センターの安定的な業務継続は当然のことながら、総 合センター利用者への安全性の確保のためには、猶予がない状況にある。

#### (2) 地域センター

地域センターについては、耐用年数を見越して設備の更新を行う等、予防保全が行えるほどの予算をこれまで確保できておらず、予定より遅れて躯体及び設備等の更新を行っている状況であり、屋根、外壁、空調関係設備等の老朽化が進行しており、多くの施設で不具合が生じている。

また、機構自ら建設、管理している 29 施設については、昭和 50 年代に建設されたものが多く、15 年後には 9 割以上の建物が建設後 50 年を経過するなど、今後老朽化が急速に進行していく状況にある。

#### (3) 能開施設

能開施設は、いずれも管理棟、教室棟、実習棟、機械・設備棟といった複数の建物で構成されており、総数では約800棟に上っている。特にポリテクセンターは、昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設され、建設後50年以上を経過した建物が50棟以上存在している(既に建て替えたものを除く)。さらに、10年後の平成38年度には約3割、20年後には約5割の建物が建設後50年以上を経過するなど、今後老朽化が一段と進行していく状況にある。

これらの建物では、屋根壁面・窓枠からの雨漏りや給水管からの漏水、空調関係機器(冷温水発生機、制御装置等)の故障が頻繁に発生する等建物及び設備等の老朽化が著しく進んでいるが、予算等の制約により充分な修繕・更新が行われていない状況にある。

#### (4) 職業大

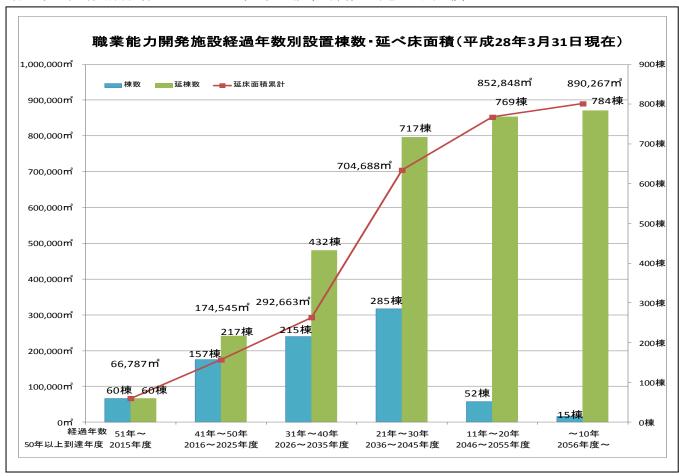
職業大は管理棟を始めとして複数の建物を有している。移転先となった小平校の建物は、昭和63年から平成7年頃に建設されている。相模原校の移転・集約に際しては、既存建物の模様替えにより対応したため、屋根壁面・窓枠からの雨漏りや給水管からの漏水、空調関係機器(冷温水発生機、制御装置等)の故障が頻

繁に発生する等老朽化が進行しているほか、施設全体として狭隘な状況にある。

広域センター及び合築の地域センター等について

広域センター及び合築の地域センター等については、建物等のインフラの保全については、所有者である国(労働局)等が施設管理者として維持管理等を行っていくこととなっているが、広域センターについては、国リハが昭和53年、吉備リハが昭和62年に建設され、特に約30年以上も経過していることから、建物や設備の老朽化が進んでいる。また、合築の地域センター等については、最も古いもので昭和61年に建設され、30年以上経過し、広域センターと同様に老朽化が進んでいる。

(参考1)機構保有インフラの経年別設置棟数・延べ床面積



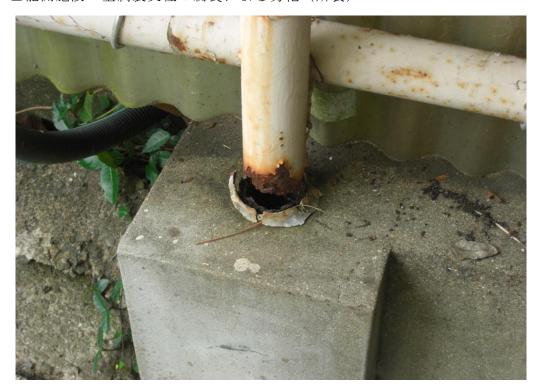


## (参考2) 老朽化による損傷の例

■能開施設 金属屋根の腐食による劣化



■能開施設 金属製支柱の腐食による劣化(断裂)



■能開施設 コンクリート壁のクラックからの漏水等による劣化(内部塗装の剥離)



■能開施設 配管の経年劣化(腐食、継手箇所からの漏れ)



■地域センター 屋根アスファルトシート防水層の劣化(破断、ふくれ)



■地域センター 外部仕上げ塗材の経年劣化(はがれ、錆)



#### 2. 点検・診断/修繕・更新等

#### (1) 点検・診断

機構のインフラに係る法定点検については、別表「点検項目一覧」のとおりとなっており、能開施設の一部及び職業大については、建築基準法上の「特定建築物」(学校施設)に該当するため、通常の建築物よりも対象となる階数、面積の基準が下げられているなど、より厳しい点検が求められている。

機構は全国に多数の施設を保有しているため、保全に関して本部の担当部署のほか、地方の施設ごとに総務担当部署が施設管理を担当している状況にある。法定外の点検や日常点検、診断は、施設の管理者において現状に応じて適宜実施しているところであるが、保全業務全般について、重要性が十分に認識されておらず、施設によって実施する内容にばらつきが散見される等の問題点が生じている。また、全国組織で業務を展開していることにより、職員が定期的に異動するため、保全業務に関する意識が希薄となる傾向も考えられる。このため、保全業務の意識づけと点検ノウハウの継承を目的として、わかりやすいマニュアル類の整備を図っていく必要がある。

なお、広域センターについては、建物等は国の所有ではあるが、通常、機構が 運営管理を行っていることから、点検等は必要に応じて行っているものの、機構 所有施設と同様に人材等十分な点検体制の確保が必要である。また、労働局等が 管理主体である合築の地域センター等については、労働局等が行う点検に対する 適切な対応が求められるところである。

#### (2) 修繕·更新等

機構のインフラの補修、修繕、更新は、毎年度各施設が行う現況調査(専門業者に委託。)によって劣化、損傷の状況を把握し、それを本部の管理担当部署に集約したうえで、予算の範囲内で優先順位を付けて実施している。現在行っている現況調査は事後保全の考え方に基づくものであるが、保有するインフラを専門家の目視等により点検することにより、不具合、劣化、破損等の有無、兆候を確認し、補修又は修繕が必要な箇所等を把握することを主目的としている。

しかしながら、能開施設等においては、修繕等の予算不足により調査の結果得られた修繕需要の一部を実施するに止まり、また、総合センター及び地域センターに関しては、予算不足の他にも、従前は現況調査そのものが行われておらず、計画的な修繕に必要な予算要求をしていなかったため、根本的な改修等が行われているとは言い難く、総合センター及び各地域センターのインフラは著しく劣化、老朽化が進行している状況にある。

さらに、能開施設等にあっては、設置後 50 年以上を経過する建物が、平成 27 年度末時点で 60 棟 (全体の 7.4%) に達しているが、今後 10 年間でさらに 158 棟が追加され、全体の 28.2%に達するなど、今後更新 (建替) の需要が急増することが見込まれる。

このため、予算の平準化を図る観点からも、今後は所要の予算の確保に努める

とともに、定期的、計画的に修繕、更新を行う必要がある。

なお、広域センターについては、厚生労働省からの依頼に基づき、広域センターにおいて建物、設備等の劣化や損傷の状況を確認し、要望として厚労省に提出したもののうち、国の予算として認められたものについて、修繕等が行われており、必要な修繕等については、国で予算を確保してもらうことが必要となる。また、公共職業安定所との合築の地域センター等の庁舎は、国土交通省の施設設備監査での指摘等に基づき労働局が予算申請し、認められたものについて修繕工事が行われ、合築の際の協定書等に基づき、工事費用の負担分を機構が支払っていることから、機構が支払うべき工事費用の負担額を予算計上するために国と適切に情報共有する必要がある。

# 点検項目一覧

◎=法定点検(委託)、○=任意点検(委託)、△=日常点検(自主)

| 点検項目   | 根拠法令等                                     | 点検周期<br>手法等                | 総合センター | 地域センター | ポリテクセンター | 能開大・短大 | 職業大 | 備考  |
|--|---|----------------------------|--------|--------|----------|--------|-----|---|
| 建築物<br>(敷地及び地盤等の変化、基礎及<br>び外壁等の劣化診断、屋上及び屋<br>根等の劣化診断、防火区画、壁(駆<br>体、防火壁)の室内に面する部分、<br>石綿等を添加した建築材料、避難<br>上有効なバルコニー、階段、排煙<br>設備等、避雷針等) | 建築基準法<br>第 12 条、令 16<br>条                 | 3年以内                       | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   | 建築基準法第6条第1項に該<br>当する「特殊建築物」及び事<br>務所その他これに類する用<br>途に供する建築物で階数が5<br>以上且つ延べ面積が1000㎡<br>以上の建物が対象(法16条) |
| 昇降機設備<br>(定期自主検査及び性能検査)  | 建築基準法<br>第 12 条労働安<br>全衛生法<br>第 41 条、45 条 | 1年以内                       | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   | 法 12 条 3 項「特定建築設備<br>等」(法 16 条 3 項)   |
| 防火設備等<br>(防火戸・防火シャッター等駆動<br>装置と連動させた確認等)   | 建築基準法<br>第 12 条労働安<br>全衛生法<br>第 41 条、45 条 | 1年以内<br>毎                  | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   | 法 12 条「建築設備等」   |
| 消防用設備<br>(消防用設備等または特殊消火用<br>設備等)   | 消防法第 17 条                                 | 6月また<br>は1年以<br>内          | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   | 防火対象物のうち政令で定<br>めるもの  |
| 建築設備<br>(居室等の機械換気設備、防火ダンパー、排煙機、可動防火壁、自<br>家用発電装置、非常用の照明装置、<br>飲料用の配管及び排水配管、飲料<br>用の給水タンク及び貯水タンク並<br>びに給水ポンプ、衛生器具等)                   | 建築基準法<br>第 12 条                           | 1 年以内<br>毎                 | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   |   |
| 受変電設備<br>(保安規定を定め自主定期点検)   | 電気事業法                                     | 保安規程による                    | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   |   |
| 危険物<br>(ガソリン 200L、灯油 1000L、重油<br>等 2000L)  | 消防法第 14 条 の 3 の 2                         | 1年に1<br>回以上                | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   | 定期点検と点検記録簿の保<br>存   |
| ばい煙発生施設<br>(ばい煙量と濃度の測定)  | 大気汚染防止<br>法第2条、第<br>16条                   | 2月を越<br>えない作<br>業期間毎<br>1回 | 0      |        | 0        | 0      | 0   | ボイラー:伝熱面積 10 ㎡以上及<br>びバーナーの燃焼能力が重油換<br>算 50L/h 以上   |
| ボイラー又は第一種圧力容器<br>(性能検査及び定期自主検査)  | 労働安全衛生<br>法第 41 条、第<br>45 条               | 1年以内<br>毎に1回               | 0      | 0      | 0        | 0      |     | ボイラー又は第一種圧力容<br>器<br>設備がある施設が対象   |
| 事務所<br>(作業環境測定)  | 労働安全衛生<br>法第 65 条                         | 2月以内<br>毎に1回               | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 中央管理方式の空気調和設<br>備の施設が対象   |

| 点検項目                        | 根拠法令等                                       | 点検周期<br>手法等                | 総合センター | 地域センター | ポリテクセンター | 能開大・短大 | 職業大 | 備考                           |
|-----------------------------|---|----------------------------|--------|--------|----------|--------|-----|------------------------------|
| し尿浄化槽<br>(水質検査、清掃、保守点検)     | 浄化槽法<br>第 8~11 条                            | 1年以内<br>毎に1回               | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 規模、構造により規定                   |
| 排水設備の清掃                     | 建築物における衛生的環境<br>の確保に関す<br>る法律(以下建<br>築物衛生法) | 6月以内<br>毎に1回               | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 施設の延べ床面積 3,000 ㎡以<br>上が対象の点検 |
| 清掃等及びねずみ等の防除                | 建築物衛生法第4条                                   | 6月以内<br>毎に1回               | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 施設の延べ床面積 3,000 ㎡以<br>上が対象の点検 |
| 空気調和設備の浮遊粉じん量等の測定           | 建築物衛生法第4条                                   | 2月以内<br>毎に1回               | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 施設の延べ床面積 3,000 ㎡以<br>上が対象の点検 |
| 冷却塔、加湿装置等の清掃等               | 建築物衛生法<br>第4条                               | 1年以内<br>毎に1回               | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 施設の延べ床面積 3,000 ㎡以<br>上が対象の点検 |
| 給水設備の飲料水、雑用水の遊離<br>残留塩素等の検査 | 建築物衛生法<br>第4条                               | 水質基準<br>令の項規<br>とに規<br>で規定 | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 施設の延べ床面積 3,000 ㎡以<br>上が対象の点検 |
| 簡易専用水道の貯水槽の清掃、検<br>査        | 水道法第 34 条<br>の 2                            | 1年以内<br>毎に1回               | 0      |        | 0        | 0      | 0   | 10 ㎡を越えるもの                   |
| 第一種特定製品                     | フロン類の使<br>用の合理化及<br>び管理の適正<br>化に関する法<br>律   | 3年以内<br>毎に1回               | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   | 圧縮機の定格出力が 7.5KW 以<br>上       |
| 自動ドア                        |   | 日常の施<br>設巡回、<br>実査等        | Δ      | 0      | 0        | 0      | 0   |                              |
| 中央運転監視装置                    |   |                            | 0      |        | 0        | 0      |     | 中央運転監視装置がある施設が対象             |
| 冷温水発生機                      |   |                            | 0      |        | 0        | 0      |     |                              |
| 構内交換電話設備                    |   |                            | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   | 構内交換電話設備がある施<br>設が対象         |
| 施設清掃                        |   |                            | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   |                              |
| 人的警備                        |   |                            | 0      |        | 0        | 0      | 0   |                              |
| 機械警備                        |   |                            | 0      | 0      | 0        | 0      | 0   |                              |

#### 3. 基準類の整備

機構においては、これまで施設整備(新設、更新、改修等の営繕業務)に関する技術基準類について、国土交通省等が定める基準類を参考として、機構にそのまま適用可能なものは適用し、機構の建物規模や用途、組織体制等に合わせ修正等が必要なものは所要の修正を加えた上で適用しているところである。しかしながら、国土交通省等が示す技術基準類は細かいものを含めて 200 件を超える膨大なものであり、営繕業務を担当する部署の人員体制に限りがあるために、全ての基準類を速やかに整備できる状況にはない。

また、保全に関する技術基準類については、これまで特段の整備をしていなかったが、今後の対応(導入)に当たっては、機構の実態に合わせた保全業務基準類等の整備が必要となるほか、これら保全業務を担う担当部署の整備が必要となる

機構で実施する保全については、これまでは事後保全を主として実施してきたため、点検、診断にあたっては「現況調査」として専門知識を有する外部の機関に委託して不具合や老朽化の程度を調査し、把握してきた。

今後は、予防保全型への移行を踏まえて、保全に関しても国土交通省等が定める保全に関する技術基準類に基づいて機構版の技術基準類を整備するほか、「建築物点検マニュアル・同解説」、「管理者のための建築物保全の手引き」及び「建築保全業務共通仕様書」などの資料を参考にして各施設の保全担当者が適切に日常の点検・保守が行えるような手引き、マニュアル類を整備する必要がある。

### 4. 情報基盤の整備と活用

機構が保有する約 800 棟を超える建物に係る個別施設計画を適切にメンテナンスしていくためには、現況調査の結果に基づくインフラの構造、修繕履歴等のデータを活用し、保全台帳の基礎となる「建物情報データベース」を構築することが求められる。

現在、機構の経理システムの不動産管理機能において、資本的支出に繋がる改修履歴は不動産台帳に記録されているが、費用として支出した補修、修繕の履歴は情報としては残されていない状況である。

今後、事後保全を主とした現況調査による施設の管理から予防保全型の施設管理を導入して行くに当たっては、保全台帳を整備し、原状回復(機能回復)のために実施した修繕記録を管理することにより、適切な時期に計画的な営繕を実施していく必要がある。

このため、経理システムと連動した「建物情報データベース」の構築について、 予算的な面を含めて、開発の可能性について検討が必要である。

#### 5. 新技術の開発・導入

インフラの老朽化対策に関する点検・検査、補修・補強、新材料等に関する新技術については、機構には技術開発を担当する部署はなく、今後も国土交通省や民間企業による技術開発の成果が示された際には、当該技術が機構の維持管理・更新等に有用なものであるかを見極めて適用を行っていく必要がある。

#### 6. 予算管理

機構が設置している施設については、昭和 40 年代から 50 年代に集中的に建設したため、建設後 50 年以上経過する建物の割合が、10 年後には施設全体棟数の約3割、さらに 20 年後には約5割に達する見込みである。また、大規模設備のある総合センターについても十分なメンテナンスが行われていないため、維持管理・更新等に係る費用も多額に上ることが見込まれている。

このため、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、これらの計画的な修繕、更新を行うために、予算計画の策定に際しては、予算支出の平準化に努めたうえで、必要な予算額の確保を図る必要がある。

なお、広域センターにおける修繕等については、そのための予算を国が決定していることから、施設運営や業務実施に支障を来さないよう、必要な予算を確保してもらうとともに、合築の地域センター等における修繕等については、機構が負担すべき費用の確保を図ることが必要である。

# 7. 体制の構築

機構が設置するインフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を図り、 必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

機構が保有する多数のインフラ(約800棟超)は、その多くが昭和40年代から50年代に建設されたことから、急速に老朽化が進行しており、現状においても修繕工事や建替工事の需要に十分に対応できていない状況であるが、今後は更にこうした工事の需要、重要性が激増することが確実である。したがって、需要増に対応した予算、人材、体制の整備が必要となる。

機構が発注する工事は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により公共工事に該当するとされている。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律をはじめ建築基準法等の諸法令が適用され、その品質等について厳しい基準が設定されている。このため、営繕(修繕・更新)業務の実施に当たってこ

うした基準を遵守し適切な工事の施工を確保するために、建築、電気設備、機械設備に関する専門知識を有する技術担当職員を配置した「主任技術役」という部門(課に相当)を設置している。インフラの適切な修繕内容の判断、修繕工事の監督、指導及び検査の実施、技術基準類の整備を行う体制として技術役の存在が極めて重要であるとともに、修繕工事の実施に当たって、必要経費の算定に係る技術役のチェックが不可欠である。

一方、各インフラの管理体制は、本部においてはインフラの種類ごとに管理担当部署が分かれて運営計画策定や各施設に対する保全業務の指示、監督及び大規模な修繕や建替に係る工事計画の企画・立案を担当し、各施設においては、現場の管理者として、保全業務全般(点検・診断(外注)や不具合箇所の修繕等)を担当している。(総合センターは本部(総務部、職業リハビリテーション部)が管理を実施している。)

今後の維持管理、保全業務の重要性、業務量の増大に鑑みて、第一に、将来に わたる修繕・更新等の担い手としての主任技術役組織の拡充が課題である。

次に、本部の管理担当部署が分散していることに伴う統一性の欠如や連絡体制等の非効率性を改善するとともに、維持管理・更新等に係る戦略性の向上や専門性のある人材育成を図っていくことが求められる。また、管理担当部署と主任技術役部門の密接な連携体制を構築することが不可欠である。

これら本部の体制における課題を解決するため、インフラの維持管理・更新等をより効率的・効果的に進めるための体制の構築についての検討を行うことが必要である。

さらに、実際にインフラの維持管理を担っている各施設においては、維持管理、保全業務の重要性の増大に対応して、施設の点検・診断等を担当する「施設保全責任者」等を任命することにより管理体制の強化を図っていくとともに、担当職員の知識の高度化のための研修体制やマニュアル類の整備が必要である。

また、地方施設の人員体制の効率化を進めていることから、その負担軽減を図るために、一定の基準を超える工事の実施主体を本部へ移管、集約化していく必要がある。

# 8. 法令等の整備

該当なし。

#### Ⅳ. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

インフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

機構においては、800を超える長寿命化計画の対象となる建物を保有しているが、特に能開施設の多くは昭和40年代から50年代に集中して建設されているため、老朽化が著しく進行しており、今後の維持管理・更新等のためには多額の費用が必要になると見込まれている。また、総合センターについては、大規模設備を有しているが、建設してからこれまで必要な大規模改修や設備の更新等を行っていないことから、本部施設としての機能維持及び安全面等を確保していくには、今後の維持管理・更新等のために、多額の費用が必要になると見込まれている。

今後、個別施設計画の策定を通じて保全の対象となる部位、仕様等の正確な把握を行った上で、予防保全の考え方の導入によって長期的、計画的な対策費用を見積もるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを推定し、必要な予算の確保を行う必要がある。

その際に、建物の目標使用年数の設定(長期化)や建物ごとの保全状況の評価を もとにした建物の優先順位の設定の仕組みづくりなど建物の長寿命化への取組や国 土交通省等が示す技術開発等に関する技術基準類の積極的な適用により維持管理・ 更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変 化に対応して更新施設の規模の見直しや集約化を検討するなど、効率的・効果的な 維持管理・更新等に取り組むものとする。

#### V. 必要施策に係る取組の方向性

機構において、業務の目的を達成し、地域における信頼や必要性を確保していくためには、公共施設として安全・安心な建物を管理・運営していくことが、インフラ面における最も重要な課題である。このため、基本計画及び厚生労働省版行動計画を踏まえ、本計画の対象となる全ての建物の長寿命化を図るため、メンテナンスサイクルの構築等による建物の安全性の確保、予防保全型維持管理の導入や建物の集約化等によるトータルコストの縮減・平準化等を基本的な考え方とし、「Ⅲ. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

#### 1. 点検・診断/修繕・更新等

機構が保有するインフラのほとんどは全国の地域に所在しているため、実際の 点検・診断等の業務は施設の保全担当者が行うことになる。これらの担当者が法 令等に基づき円滑に点検等の業務を遂行できるように、わかりやすいマニュアル を整備するとともに、研修等を通じて知識等の浸透を図っていく。

修繕・更新等に際しては、個別施設計画を踏まえて、計画的な修繕の実施、更 新施設の規模の見直しや集約化を検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更 新等に取り組む。

また、広域センターや合築の地域センター等については、施設の運営管理に支障を来さないよう、点検や修繕等について、国等との連携のもと、適切に対応するとともに、広域センターにおける必要な大規模修繕等については、国の協力が得られるよう、要望等の取組を強化する。

#### 2. 基準類の整備

「Ⅲ. 対象施設の現状と課題」の「(3) 基準類の整備」で述べたように、膨大な技術基準類を速やかに適用していくために、技術担当部門の体制の強化を図る必要がある。

また、インフラの現場において、予防保全型による点検・診断や補修等を円滑に実施するため、技術担当部門等において上記の技術基準類を取りまとめて、施設の保全業務担当者向けにわかりやすいマニュアルを整備する。

#### 3. 情報基盤の整備と活用

過去の修繕履歴等を的確に収集、把握、整理、活用して、メンテナンスサイクルを構築し、効率的な保全を実施していくためには、膨大なインフラに関する情報のデータベース化が不可欠である。しかしながら、機構では、経理システムの不動産管理機能において資本的支出に繋がる修繕に関する履歴だけが把握されているのが現状である。また、保有するインフラ自体の情報についても、不動産台帳に記載される情報に限られているため、建物の構造、部位、工法等についてはその都度現況調査や図面等によって確認しなければならず、極めて非効率な状態となっている。

このため、保全台帳の作成及び効率的なメンテナンスサイクルの実現に向けて、不動産台帳の情報以外の建物の構造等に関する詳細な情報や、資本的支出以外の補修、修繕等の情報を網羅した建物データベースの構築について、開発に必要な費用を含めて開発の可能性について検討を行う。

#### 4. 個別施設計画の策定・推進

別表「インフラ長寿命化計画対象インフラー覧」に掲げる各施設について、個別施設計画を策定する。

個別施設計画は、「中長期保全計画(施設の運用段階における保全の実施内容、 予定年度、概算額に係る計画)」及び「保全台帳(点検や修繕履歴等を記録する台 帳)」によって構成されることを基本とする。

策定した個別施設計画をもとに、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設ごとに整理する。

中長期保全計画は、概ね5年毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた 後その他必要があるときは見直しを行う。

# 5. 新技術の開発・導入

今後、新技術が開発され、国土交通省等が示す技術基準類に取り入れられたときは、速やかに当該基準類の機構の保全業務への適合性を検証し、適合するものについては早急に適用又は機構版への改訂を行って適用する。このため、機構の技術担当部門の体制を強化し、速やかな検証と適用、改訂が行える体制を整える。

#### 6. 予算管理

点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設計画(長寿命化計画)に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入に対応した技術基準類の速やかな適用により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

また、広域センターの修繕等に必要な予算については、国において確実に確保 してもらえるよう、積極的な働きかけを進めるとともに、合築の地域センター等 における修繕等については、機構が負担すべき費用の確保に向けた取組を進める。

#### 7. 体制の構築

「Ⅲ. 対象施設の現状と課題」で述べたように、機構の保有する施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増していくことが見込まれており、これらを着実に実施するために必要となる人材や体制の整備が課題となっている。このため、①主任技術役組織の充実・強化、②本部における施設管理実施体制の効率化、③施設における保全実施体制の強化と担当者の育成に取り組むこととする。

- ① 技術担当組織については、今後の維持管理・更新等の工事に係る業務量が増大することや、技術基準類の整備の重要性が増していくことを踏まえて、業務量増への対応に加えて、点検・診断/修繕・更新等に関するチェックや業者指導等を担う技術職員の育成を図るとともに、技能伝承を確実にするため、必要となる人員及び組織体制を確保する。また、新技術の導入を初めとした技術基準類の整備の重要性に鑑み、国土交通省等との連携体制の強化についても検討する。
- ② 本部における施設管理体制については、維持管理・更新等に関する企画立案・計画・実施、施設の監督・指導等をより効率的に実施するための体制の構築を検討する。
- ③ これまでの事後保全型維持管理から予防保全型維持管理へ転換していくことから、計画的な維持管理・更新等を確実に行い、公共施設として安全・安心な建物の運営・管理を積極的に行っていくため、各施設に「施設保全責任者(施設長)」及び「施設保全担当者(総務担当課長等)」等を設置し、施設における保全業務の実施責任体制を明確にする。また、専門知識や経験の少ない保全業務担当者が円滑に業務を実施するための支援や人材育成に資するため、技術基準類や保全業務のノウハウをわかりやすくまとめた「マニュアル」を整備するとともに、保全業務担当者を対象とした研修を実施する。

# 8. 法令等の整備

該当なし。

# VI. フォローアップ計画

本計画を継続し発展させるため、計画に関する進捗状況を把握し、「V. 必要施策に係る取組の方向性」に係る各施設での具体的な取組を充実・深化させるとともに、必要に応じて本計画の改定を行う。

また、計画に関する進捗状況や、各分野における最新の取組内容等については、 機構ホームページを通じて情報提供を図る。

#### ●用語の定義

| <u> </u> |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 行動計画     | インフラ長寿命化計画において、計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要   |
|          | 性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展さ   |
|          | せるための取組の方針。                           |
| 個別施設計画   | 行動計画を踏まえ作成する施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画。      |
| インフラ     | インフラストラクチャー (infrastructure) の略       |
|          | 基礎、下部構造などを指し、一般的には上下水道や道路などの社会基盤のこと。  |
|          | 広い意味では、ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、及び学   |
|          | 校・病院・公園などの社会福祉・環境施設が該当する。             |
|          | 当機構のインフラ長寿命化計画においては、業務で直接使用する事務室、教室、  |
|          | 会議室、相談室、実習場、ホール、体育館、宿泊施設等の用途を持つ建築物及   |
|          | びその建築設備をいう。                           |
| メンテナンス   | インフラを維持管理するための点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切   |
| サイクル     | な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じ   |
|          | て得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用   |
|          | することをいう。                              |
| 保全       | 建築物の当初の性能の維持・確保のほか、現行法令や社会・経済的な要請とし   |
|          | て必要とされる性能を維持・確保できるよう建築物を良好な状態に保つこと。   |
|          | (点検・保守、運転・監視、警備、清掃、 <u>補修、修繕、改修</u> ) |
| 事後保全     | インフラの機能が損傷した後に修繕等を実施し、機能の回復を図ることをい    |
|          | う。                                    |
| 予防保全     | 施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段   |
|          | 階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図ることをいう。    |
| 部位       | インフラの維持管理・更新等の対象とする部分の名称をいう。          |
| 補修       | インフラを「支障の無い程度まで回復」すること。               |
| 修繕       | インフラを「当初の性能水準まで回復」すること。               |
| 改修       | インフラを「当初の性能水準よりも向上」すること。              |
| 更新       | 劣化した部材、部品、機器などを新しいものに取り替えること。         |
|          | ※修繕として行うことも、改修として行うこともある。             |
| 合築       | 庁舎等の一棟の建物を国と国以外の者が区分して所有するための建築。      |
| 日常点検     | 目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検。    |
| 運転・監視    | 施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御するこ   |
|          | と。                                    |
| 清掃       | 汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な   |
|          | 環境を保つための作業。                           |
| 警備       | 施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務。          |
| 保守       | 点検の結果に基づき建築物の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部    |
|          | 品の取替、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うこと。       |
|          |                                       |

| 技術基準類 | インフラの維持管理・更新等に必要な法令や要領、基準、マニュアル等の基準 |
|-------|-------------------------------------|
|       | 類を全体として過不足なく、整合性をもって体系的に整備したものをいう。  |
| 保全台帳  | インフラを維持管理するために、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕 |
|       | 履歴等の必要な事項が記載又は記録されたものをいう。           |
| 資本的支出 | 固定資産(建物等)の修繕、改修等のために支出した費用(金額)のうち、そ |
|       | の固定資産の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させる部分の費用(金 |
|       | 額)。                                 |